

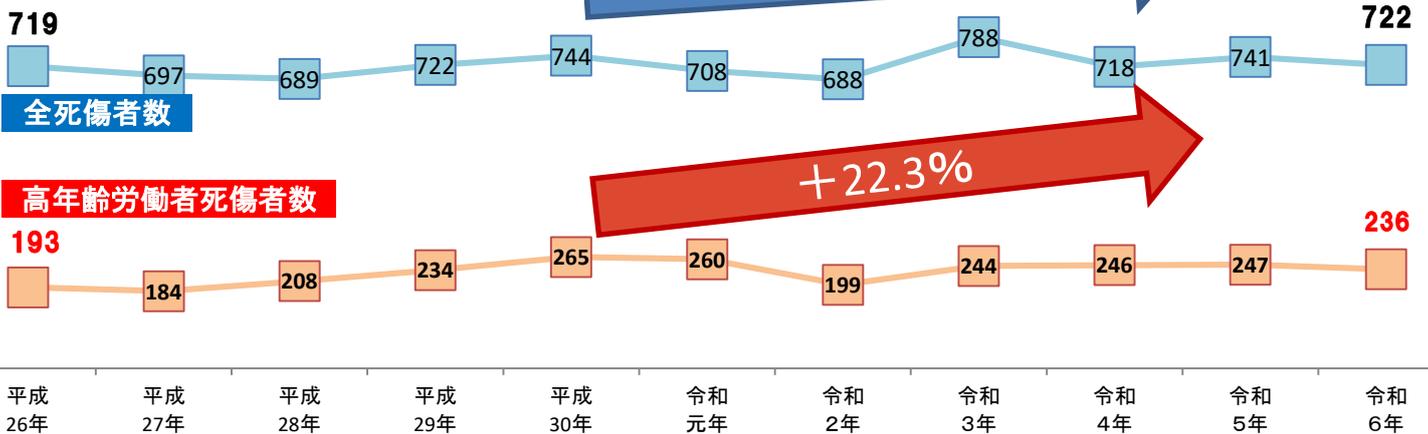
しまねの 高年齢労働者の 労働災害

厚生労働省
島根労働局

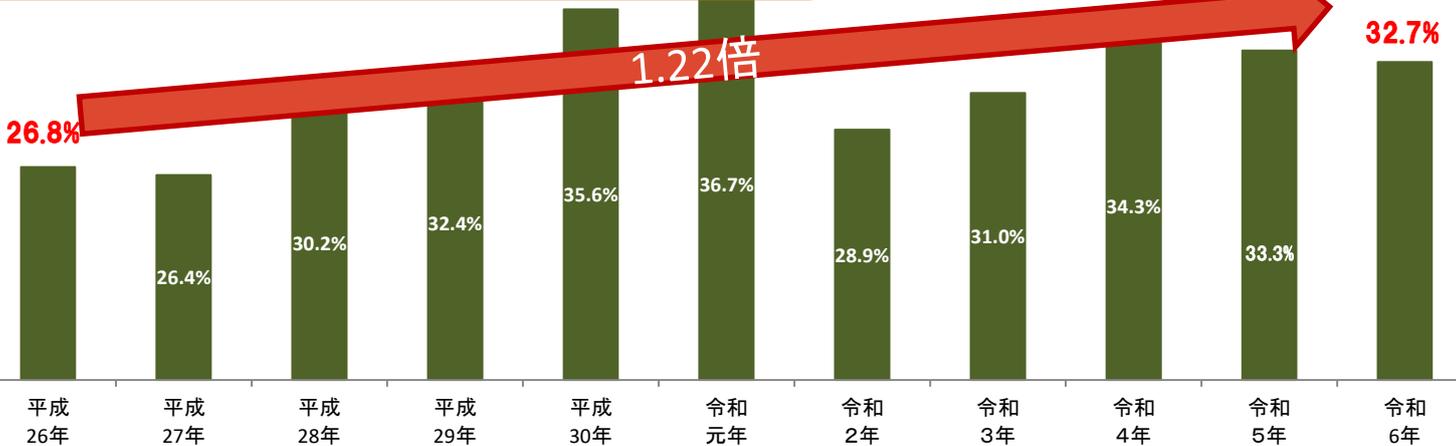
高年齢労働者とは
60歳以上の労働者を
いいます



年別災害発生件数の推移



年別高年齢労働者の災害発生比率の推移



近年、全国的に、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、島根県内においても、

- 10年前と比較して災害全体に占める割合が増加していること。
 - 小売業、社会福祉施設など第三次産業での発生が多くなっていること。
 - 転倒災害、墜落・転落災害で全災害の63.5%を占めていること。
 - 骨折が多く、休業見込みについて1か月以上要するものが全災害の58.1%を占めていること。
- という特徴がみられます。

転倒災害、墜落・転落災害は作業経験年数に関わらず、年齢が高くなるほど災害の発生率が高くなるとされており、高年齢者の労働災害防止対策を進めるうえで、最も重要な事項といえます。

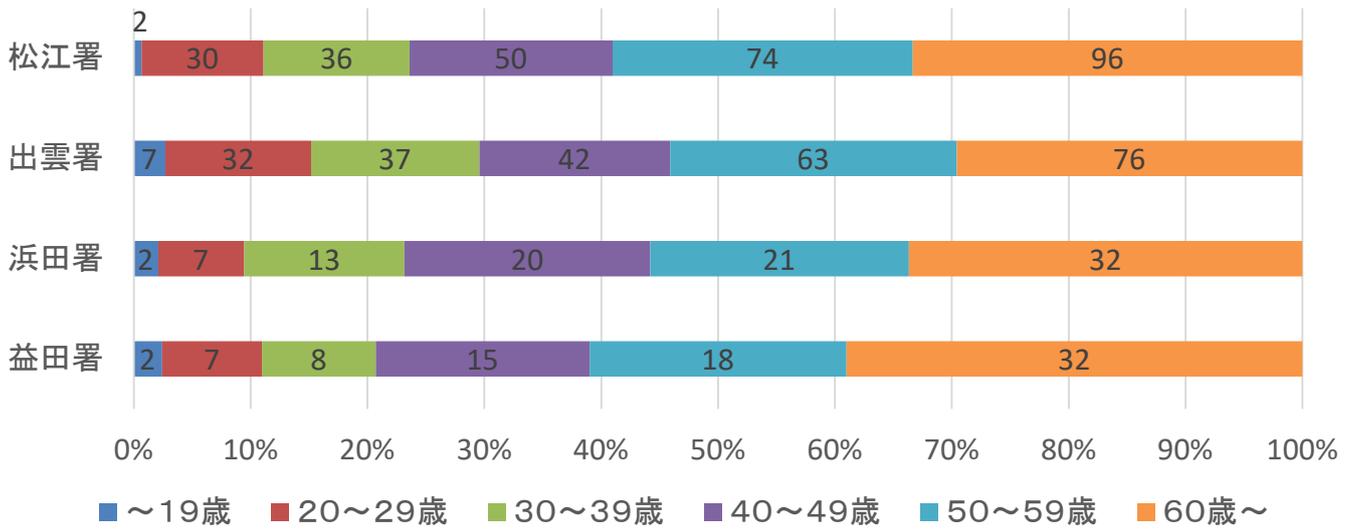
令和2年3月に「エイジフレンドリーガイドライン」が示され、事業場においてはその取り組みが進められていますが、労働災害の増加に歯止めがかかっていない状況です。

この様な状況に対応するために、労働安全衛生法において、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を、事業者の努力義務とする改正がなされ、令和8年4月から施行されます。

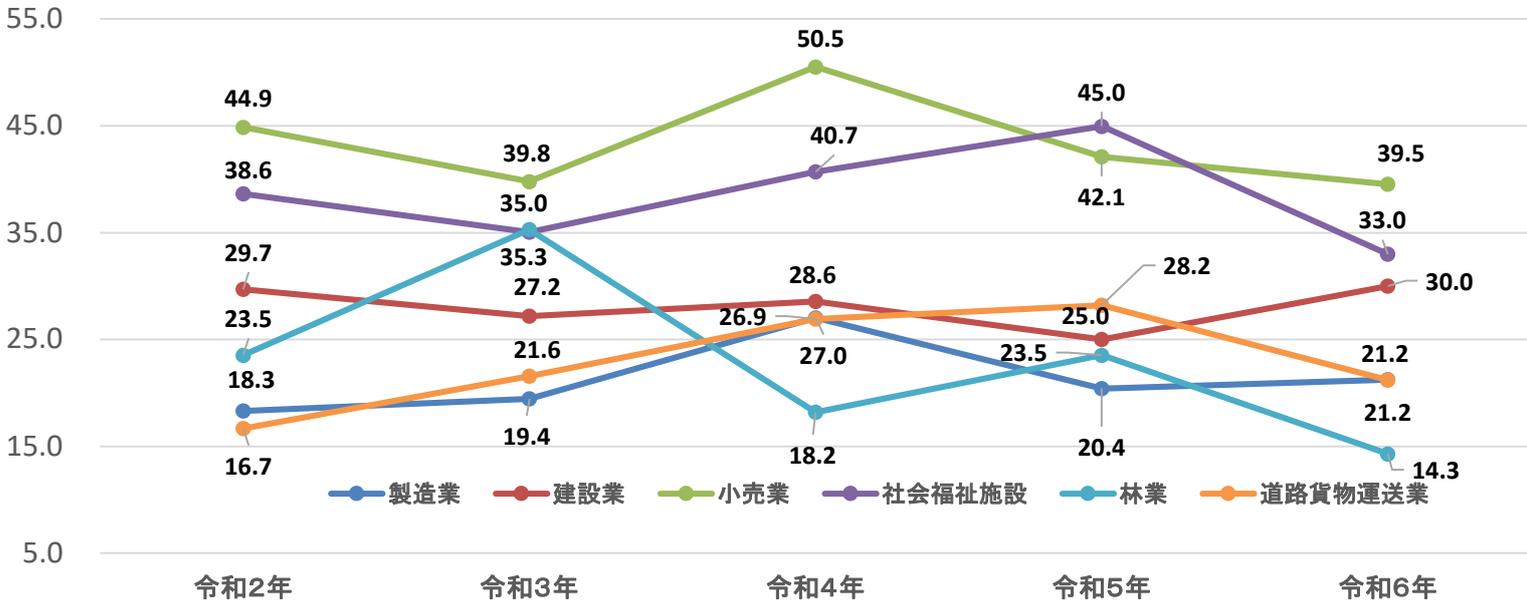


働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

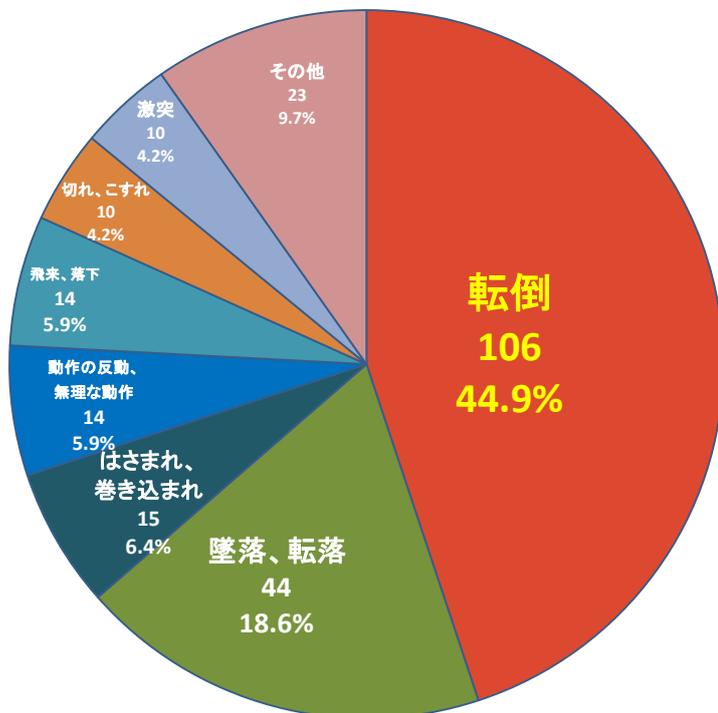
署別年齢別労働者の災害発生状況



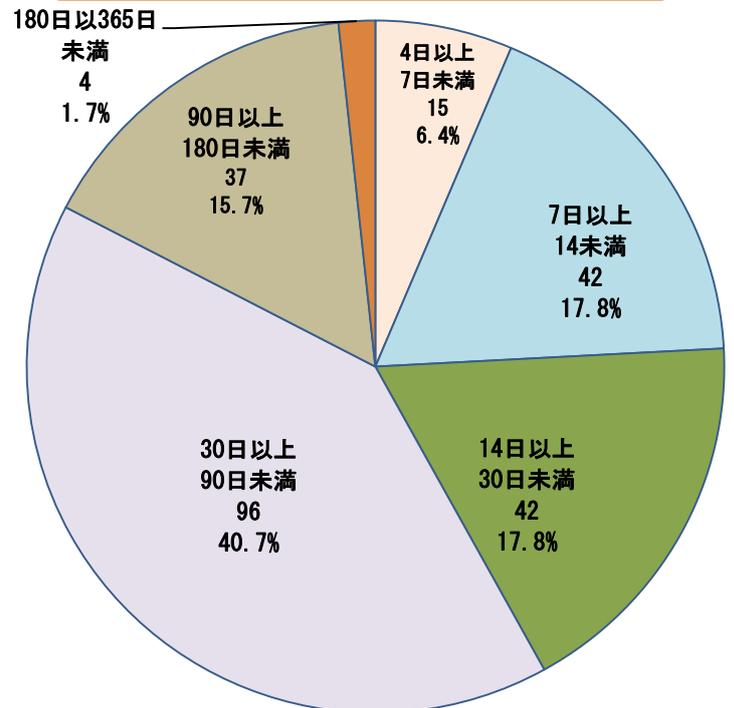
業種別高年齢労働者の災害発生比率の推移



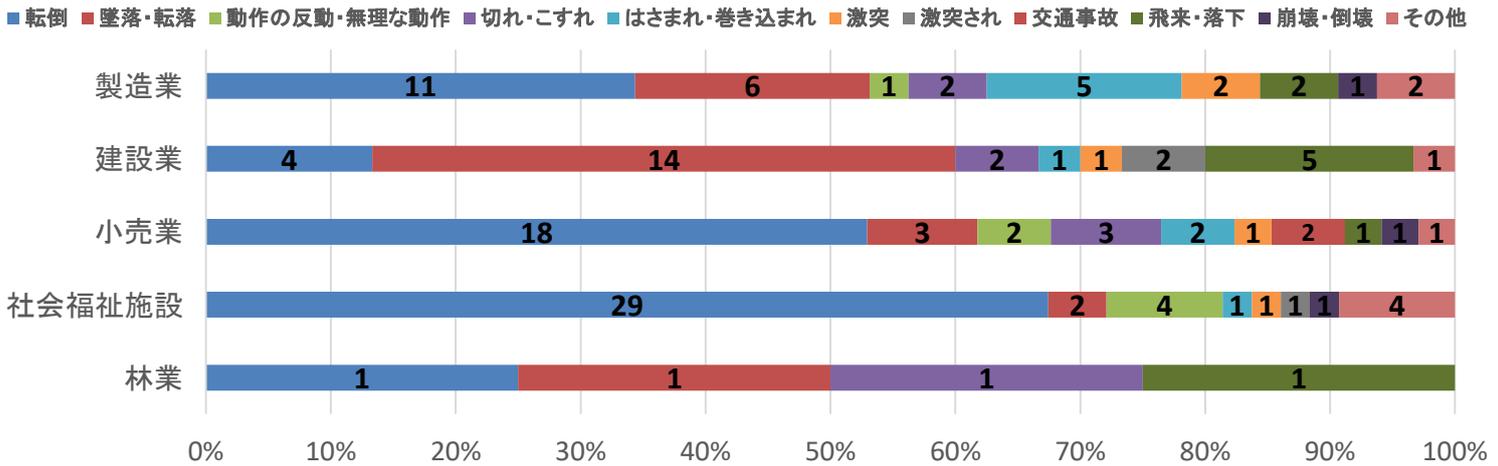
事故の型別発生状況



休業見込日数別災害発生状況

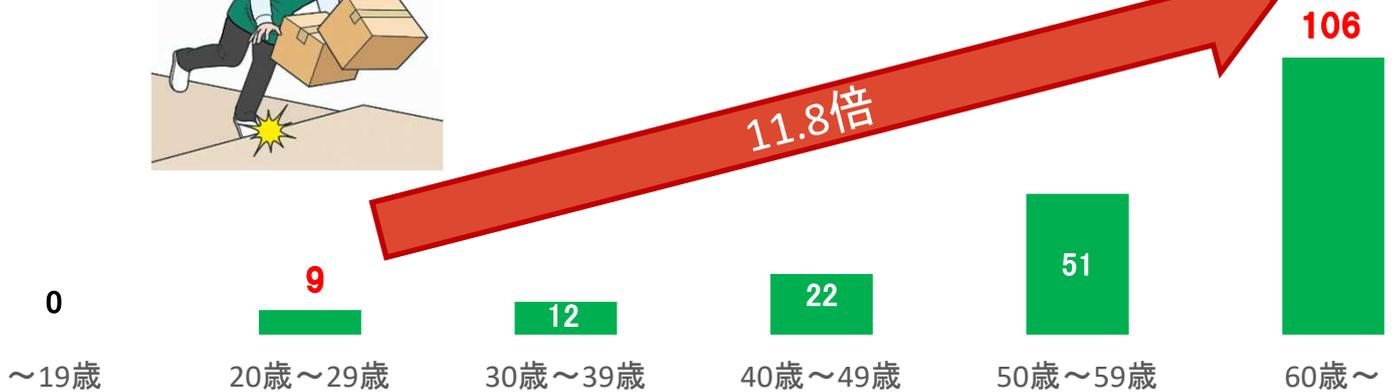


業種別・事故の型別発生状況

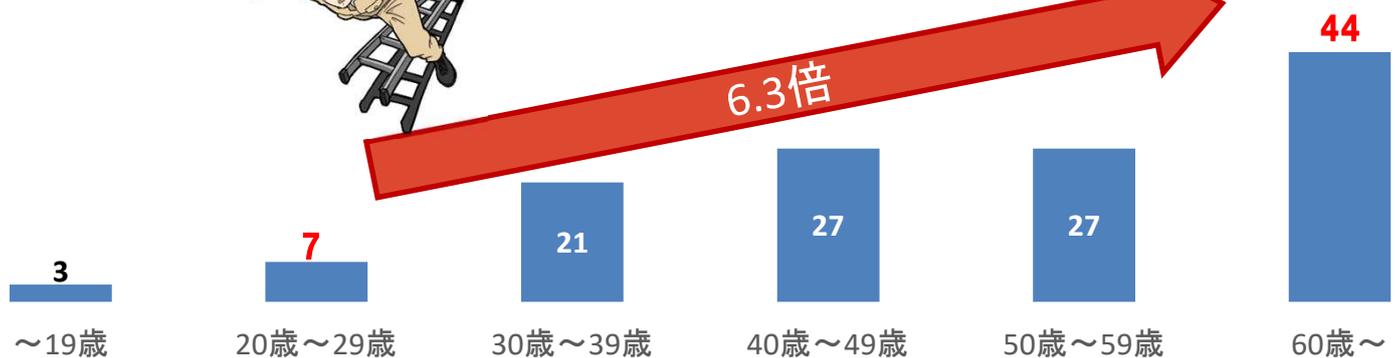


年齢別労働災害の傾向

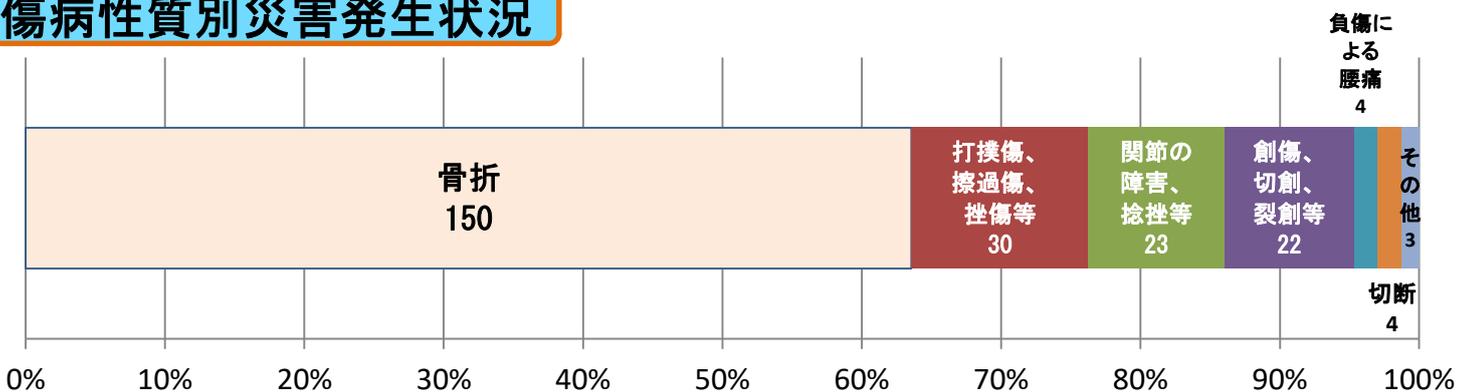
転倒



墜落・転落



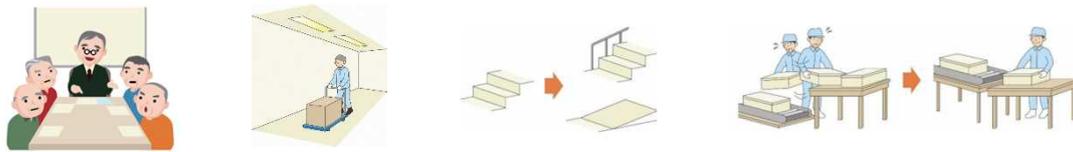
傷病性質別災害発生状況



エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・ 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・ 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金

